

## 国家公務員倫理法の規定による職員の範囲の改正について

職員給与規則の改正により、国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)第2条第2項第5号の規定に基づく職員の範囲を、下記のとおり改める。

### 記

第2条第2項本文の「本省課長補佐級以上の職員」に相当するもの

- ・ 機構の俸給表の職務の級 5級以上の職員

以 上

### (参考)

第2条第3項「指定職以上の職員」に相当するもの 及び  
第2条第4項「本省審議官級以上の職員」に相当するもの

- ・ 機構の役員は特別職のため、いずれも該当なし